

平成29年12月15日(金曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 5 号

平成 29 年 12 月 15 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 48 号から議案第 57 号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 58 号から議案第 66 号まで

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

● 町長から提出された議案

議案第 58 号	黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号	平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 60 号	平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 61 号	平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 62 号	平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 63 号	平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 64 号	平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 65 号	平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 66 号	黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結について

議 事 の 経 過

平成 29 年 12 月 15 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

諸般の報告をします。

平成 29 年 6 月議会で可決した、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書の取り組みについて、報告をします。

議会事務局長。

議会事務局長（小橋和彦君）

おはようございます。

それではこれから、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書の取り組みについて、ご報告致します。

平成 29 年 3 月 6 日付で当該意見書の提出を求める請願書が提出され、所管する産業建設厚生常任委員会において調査を開始しました。

同委員会は、高知県の取り組みについても確認をする必要があるとして、県土木部道路課と協議の上、同年 5 月 23 日に県庁 3 階会議室で、担当職員と同委員との間で勉強会を実施しました。

勉強会では、担当職員から、現地の状況に照らし合わせ出入口の設置が可能であるかどうかについて検討をしている。一般道路を利用して高規格道路に接続するには、高低差があるため縦断こう配が道路構造令による基準に収まらない。加速車線だけでも最低 160 メートル必要なのだが、その確保が非常に難しい。地形等の関係で構造上手詰まりになっている。また、高規格道路と現道との接続についての必要性については十分理解はしているものの、費用対効果も考えなくてはならず、費用と便益の比を検討する上で 1.0 以上を上回ることも見込まれない旨の説明がありました。

これに対し、車両制限の設定や基準を下げる等の特例的な対応は考えられないか。また、基準を下げたという例はないか。あるいは、側道を利用しての接続はできないか等の質問がありました。

まず、車両制限の前例については、土佐スマートインターチェンジへの進入に関し、現道から高速道路までの間に高さ制限があるため車両制限を設けている。しかし、加速車線の 160 メートルについては安全性の面から特例的な対応は認められないため、国や警察等の許可を得ることは極めて困難である。

側道の利用については、地形から判断すると、縦断こう配等の関係で設計上難しいのではないかと考える等の意見が交わされました。

その後、産業建設厚生常任委員会では、県に対してさらに検討をしていただけるように当該請願を採択し、議会もこれを採択しました。

これにより、同年 6 月 16 日付で高知県知事に対し意見書を提出しました。

それに伴い、県土木部道路課で調査検討が行われ、そのことについて同年 9 月 5 日の町議会議員全員協議会の前段に、図面を提示の上説明がありましたので、次のとおり要約します。

検討の前提条件として、橋梁（きょうりょう）の幅幅や延長等の大きな改変は行わず、あくまでも高規格道

路の構造に影響を及ぼせないものとする。

また、道路を設計するに当たっての基準となる道路構造令を順守し、カーブ、縦断こう配等、一番厳しい条件を考慮した上で検討を行った。

場所については、最初に荷碇で検討をしていたが、総じて拳ノ川から佐賀の間は地形的な条件が非常に厳しく、道路構造令の基準を順守することが難しい。現道から高規格道路に接続するためには全体的に高低差が大変大きいことや、勉強会で側道を利用できないかという提案もあったことから、それらを考慮し、今回は一番可能性の高い拳ノ川インターチェンジ付近で検討を行った。

現道から側道を利用して高規格道路に接続させる場合、加速車線の160メートルと高規格道路に流入するための区間50メートルが必要となり、合計210メートルを確保しなくてはならない。

下りる場合は、減速車線として80メートルと、高規格道路から離脱するための区間50メートルが必要となる。

また、高規格道路に接続する道路を建設する際の基準となる縦断こう配は、最大で8.5パーセントとされている。

今回の検討箇所において、高規格道路に計画されている橋梁（きょうりょう）の上部か下部を通過しなくてはならず、上部を通過させる場合は、高規格道路からの空間を4.5メートル以上確保しなくてはならないため20.9パーセントの縦断こう配となり、基準を満たすことができない。

また、下部を通過させる場合には、橋梁（きょうりょう）までの空間を4.5メートル以上確保しなくてはならないため、その後の経路において16.5パーセントの縦断こう配が発生し、これも基準を満たすことができない。

この縦断こう配を基準内で収めるためには、現国道や接続する道路のほかに相当な距離の新たな道路建設を要することになり、高規格道路建設への影響が大きいことから適切ではないと考える。

このため、高規格道路への接続については、縦断こう配が確保できず物理的に道路構造令が順守できないことから、県としてはハーフインターの設置は困難であると判断した旨の説明がありましたので、以上のとおりご報告致します。

議長（山崎正男君）

これで、意見書の取り組みについての報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

矢野昭三君から発言を求められております。

これを許します。

矢野昭三君。

4番（矢野昭三君）

おはようございます。

過日の私の一般質問の中において一部説明不十分な点があり、配慮の足りない面があったことを、この場を借りましておわび申し上げます。

以上です。

議長（山崎正男君）

これで、矢野昭三君の発言を終わります。

日程第1、議案第48号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号、高知市及び黒潮町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

それでは、総務教育常任委員会の議案審査についてご報告致します。

本委員会に付託されました議案は、議案第 48 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について。49 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について。53 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてのうち、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入全部、歳出のうち 9 款、10 款、歳出 2 款のうち総務教育常任委員会が所管する歳出、第 2 表繰越明許費補正のうち総務教育常任委員会が所管する歳出、第 3 表地方債補正。次に、第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結について。57 号、高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についての、5 件でございました。

議案の審査につきましては、去る 12 月 7 日午後 1 時 30 分から 3 時 45 分まで、本庁舎 3 階の会議室におきまして議員全員出席の下、教育長、副町長、次長、担当課長の出席を求め慎重に審議を致しました。

審査の結果は、付託されました議案はすべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは、審査内容について補足説明を行います。

今回、委員会では特に問題があった議案はございませんでしたが、説明を加えるものや委員から少し質問があったものについてお伝え致します。

まず、議案第 53 号の一般会計補正予算についてです。

ページは 17 ページの、2 款総務費についてです。財産管理費が計上されておりました。

これまで庁舎の清掃事業はシルバー人材センターにお願いしておりましたけれども、新庁舎の面積が 3,000 平方メートルを超えることとなったため、ビル衛生管理法に基づいて清掃事業を行わなければならなくなりました。これまでのようにシルバー人材センターの方に直接お願いすることができなくなったため、今年度の清掃管理費の不足分を補正するものでございました。

委員からは、清掃事業者と協議をしてシルバー人材センターの人材を使っただけのように働き掛けてほしいとの意見もございました。

これについて執行部からは、努力をしたいとの旨の返答がございました。

次に、6 目企画費についてご説明致します。

賃金が上がっております。この賃金につきましては、今議会中にも何度も説明がありました新庁舎へのシャトルバスの運行に係る運転手の賃金です。入野駅から庁舎までのピストン運行が行われるということでございますが、将来的な地域内を循環するバス等の運行については西南交通と協議をした結果、運転手不足との返答があり、現状ではまだ将来的な見通しは立っていないというご報告がありました。

次に、21 ページ、9 款消防費の防災費について補正がありました。

これは木造住宅の耐震化の設計施工についてのものと、それからブロック塀の対策についての 1,600 万円が組まれておりました。

この件については執行部の方から、町内業者も手いっぱいとなっており、町外からも入ってもらって仕事を何とかやっていくように努力はしているという現状があるというご説明をいただきました。

それから委員からは、地元の業者の中には、町のこうした事業を受けても資金繰りが難しいということがあり、町内の業者さんが建築、この耐震工事から撤退していくような現状があるのではないかと指摘がありました。こういうことは耐震工事の進ちよくにも大きな影響が出ていくのではないかと課題が残る、とい

う意見が出されております。

そして、この撤退の原因に当たっては、仕事はたくさんありますけれども、業者が仕事をする場合、材料費の購入等に資金不足が発生するという指摘がありました。その支払いについて何らかの対策は取れないものかという意見がありましたが、今回の耐震事業の補助金については施主さんへの補助金となっているため業者への直接的な支援が現在はないということで、何とかこういうことについては対策が必要ではないかという話し合いがなされました。

委員からは、最後に、前払いや貸付制度など、何とか対応を検討して一日も早い耐震工事の進ちょくが求められるという意見が出されました。

次に、議案第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結について意見が出されました。

工事請負金額の変更についての議案ですけれども、本会議でも説明がありましたが追加事業が多くなり、当初の請負金額に対して増額となるケースが目立っているということでした。

これについては、詳細設計の際に十分な検討がなされているかとの、委員からの意見がありました。

教育委員会からは、基本計画までに保護者や保育士、関係者での検討委員会を行ってはいませんが、工事が始まってからではないと判断できない個所や、開所までに再度ヒアリングを行う際に変更や追加の要望が出ることもある。利便性を考えて対応を行うこととなっているという説明がありました。

そうした結果、取りやめるものもあれば増額となる部分もあるという説明でしたが、さらに詳細設計の時点で十分な検討をしていきたいとの回答をいただきました。

今回、議案が少なかったため、本委員会の方からのご報告は以上で終わりでございます。よろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の報告を致します。

今回、付託された議案は 6 議案です。

12 月 7 日の本会議終了後、新庁舎を総務教育常任委員会と合同で現地視察を行いました。

本體工事は完成しておりますが電気の配線や備品等の設置などがまだまだで、来客者用駐車場の整備など、1 月 9 日の開庁に向けて急ピッチで工事が行われておりました。

委員会は、町長、関係課長出席の下、13 時 30 分から 17 時まで審議を行い、委託を受けた 6 議案は全会一致で可決を致しました。

主なものについて報告します。

議案第 50 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

農業基盤整備事業での採択が予算上困難となり、新たな事業として農地耕作条件改善事業を取り入れ、担い

手等が農地の集積、集約化をするための区画拡大や暗渠（あんきょ）排水などの事業で、受益者負担を農業基盤整備事業の受益者負担と同じく10パーセントにするものです。

なお、この事業は採択基準が難しくなり、従前の事業でできなくなったものは他の事業や地域整備事業等で対応していくとのことでした。

また、農地耕作条件改善事業の今年度の事業予定箇所は、浮鞭地区のヤモウチ団地内の農道舗装280メートルや、出口地区の中ノ谷ヤリガサヤ団地内の農道舗装340メートルの、2件を計画中とのことでした。

議案第51号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてですが、土地改良法が改正され、条文が少し繰り下がりましたので、関連部分の修正をしたものです。

議案第52号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例も上位法の改正に伴い、入居者の所得調査をするときに、認知症で報告できない入居者に代わり、町が所得調査を行うことができるようにする条例改正です。

議案第53号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算について。

主なものについて報告します。

予算書の18ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費の14節の使用料及び賃借料、少ないですけど5万9,000円ですが、これは、ご承知のとおり来年1月9日から役場業務が新庁舎に移転することから、住民の利便性を図るため、戸籍や住民票、印鑑証明など、窓口で行う証明書等の交付の一部を大方郵便局に委託を致しましたので、ファックス機能を持った複合機を設置するものです。

同じく18ページ、3款2項1目、19節負担金補助及び交付金の1,000万ですが、議員協議会でも説明がありましたように、介護保険特会で予算化し、介護基盤緊急整備事業で津波浸水区域にあるグループホームの高台移転に対する補助金を計上しておりました。県とも協議重ねた上、9月11日に申請を行い、その後、県で精査をしたところ、集団移転ではないとのことから補助対象でないとの連絡が10月6日にあり、事業主との協議も踏まえ、浸水区域にある福祉施設の高台移転は町の重要な課題であることから、町が今回補助を行うこととしたものです。

今後、要綱とも整備を行い、社会福祉施設整備費や過疎債など有利な地方債を活用し、浸水区域にある施設に対応していくとのことでした。

なお、浸水区域内にある対象施設と思われるのは、残り6施設ということです。

予算書19ページ、6款1項3目、農業振興費、23節償還金利子及び割引料の青年就農給付金補助金返還金63万2,000円ですが、これは本会議でも説明がありましたように、本来150万を2度に分け、75万、75万の2回払いとするところを、28年10月に一括支払いしたものです。

この方は、平成27年10月に就農され、申請が約1年後の28年9月になったことから、通常の場合は1年目は定額として150万を一括支払いし、翌年、75、75の2回払いにして、所得の状況に応じ補助金を調整する仕組みですが、今回は申請月が就農から1年近くなったため、75万が定額、残りが75万は所得調整が必要であったものです。調整計算をした結果、86万8,770円となり、63万1,230円の返還を行うものです。

なお、農家からの返還は、15ページの歳入、20款諸収入、5項2目雑入の5節農林水産業費雑入に23万1,000円を予算化をしています。金額が少ないのは、新規就農の所得を考慮し3年の分割をしたものです。

6款3項2目、19節の漁業生産基盤維持向上事業費補助金750万円は、カツオの水揚げのときに自動で選別する機器を佐賀漁港に導入し、労力の軽減とスピード化を図るものです。

また、遊漁船等振興事業補助金はライフジャケット等の購入の補助金で、対象者は6名ほか、遊漁船主組合となっております。

22 ページ、11 款 2 項 1 目、15 節工事請負の 1,200 万は、大方地区の河川 6 件と、単独および備えとしての予算となっております。

議案第 54 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてですが。

今回の予算は、2 号保険者、40 歳から 64 歳の人数が確定し、県に納付すべき金額が確定したために補正をするものです。

議案第 55 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

この補正は、先ほど議案 53 号でも説明しましたグループホームの高台移転の補助金が適用外となったため、歳入歳出を減額するものです。

今回の補正は、要綱の読みが十分でなかったことによる補正が 2 件ありました。

委員からは、要綱等を熟読した上、慎重に事務を遂行するよう、意見がありました。

以上、産業建設厚生常任委員会の報告と致します。

議長（山崎正男君）

以上で、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 48 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、高知市及び黒潮町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 48 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結につい

てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、本議会、提案理由の説明の際にお願いをしておりました、国の人事院勧告に基づく、職員の給与に関する条例の改正 2 議案と、それに関連する一般会計と特別会計の補正予算 7 議案、および旧庁舎の取り壊し工事の請負契約の締結 1 件の、合計 10 議案を追加させていただき予定となっておりますが、人事院勧告に伴う条例改正 1 議案につきましては、国の通知が間に合いませんでしたので条例の改正が 1 議案となり、合計 9 議案を本日追加提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、追加させていただきます、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結についてまでの 9 議案について説明させていただきます。

まず、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国の人事院勧告に基づく条例改正となっております。

黒潮町としましては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても、勧告どおりに実施をしたいと考えております。

月例給与と致しましては、民間給与との較差 0.15 パーセントを埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を上げることとし、平成 29 年 4 月 1 日より実施することと致しております。

また、ボーナスにつきましては 0.1 カ月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分することとし、公布日より実施することと致しております。

次に、議案第 59 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてから、議案第 60 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。

議案第 61 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

議案第 62 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

議案第 63 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について。

議案第 64 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について。

ならびに、議案第 65 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、までの補正予算につきましては、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

最後に、議案第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、11 月 27 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町旧庁舎解体工事で、契約の方法は指名競争入札。契約金額は5,832万円。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊与喜43番地5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平となっております。

なお、この入札の指名業者数は町内業者10社で、3社が辞退されましたので、入札は7社で行われました。

説明は以上ですが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは議案第58号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例の一部改正は、人事院勧告に伴う給与制度の改正による条例改正となります。

改正内容につきましては、追加の議案書の2ページから7ページに、新旧対照表では参考資料の1ページから10ページにそれぞれ記載しておりますので、ご参照をお願い致します。

今回の改正の理由につきましては、人事院勧告による民間給与との格差に基づく給与の改定となり、月例給の引き上げを行いますとともに、勤勉手当につきましても民間の支給状況を踏まえて引き上げを行うものとなります。

この一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条と第2条に分かれている条例案で、議案書3ページ上段に第1条の改正案を記載しており、改正案の行政職給料表を3ページ中段から6ページまで示しております。

次に、6ページの下段に第2条があり、7ページに改正案を記載しております。

詳細を補足させていただきますので、参考資料1ページをお開きください。

1ページからの第1条による改正から説明を致します。

勤勉手当を規定しております第23条の第2項第1号におきまして、改正前の100分の85の前後に、改正案では、6月に支給する場合には及び12月に支給する場合には100分の95を追加するものとなっております。

これは、既に6月に改正前の規定に基づき支給率100分の85で支給しておりますので、12月に本年度の引き上げ率を一括して支給するための措置となっております。

また、第2号の再任用職員につきましても、第1号と同様に、12月に一括して支給するための規定を行っております。

以下、2ページから8ページまでの行政職給料表につきまして、それぞれの級および号給の改正前改正後の金額を明記し、第1条の改正につきましては平成29年4月1日からの適用となるものです。

9ページからの第2条による改正では、9ページ上段の第22条の第2項で語句の修正を行っております。

10ページの第23条第2項第1号で、再任用職員以外の勤勉手当につきまして、次年度以降の支給率を100分の90に、また同様に、第2号で再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の42.5に改正することとなっております。

第2条の改正につきましては、平成30年4月1日からの施行とするものです。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第58号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 59 号から議案第 65 号までの、一般会計および特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 59 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 823 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 114 億 3,072 万 1,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましては、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、13 ページからの歳出事項別明細書となります。

1 款議会費から 28 ページまでの 11 款災害復旧費まで、すべて 2 節給料と 3 節職員手当、そして 4 節共済費の人件費、および特別会計の人件費調整のための繰入金、合計で 823 万 2,000 円の追加の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、12 ページに戻りまして、18 款繰入金の財政調整基金 823 万 2,000 円の増によって収支の調整を行っております。

なお、提案致しますすべての補正予算の歳出事項別明細書の次のページには、給与費明細書を記載しておりますのでご参照をいただきたいというふうに思います。

次に、議案第 60 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明を致します。予算書によりまして説明を致します。

給与等集中処理特別会計補正予算、1 ページでございますが、第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,487 万 7,000 円を追加しまして、総額を 15 億 5,349 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましても、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、7 ページの歳出事項別明細書となります。

1 款給与集中処理費の 2 節給料、そして 3 節職員手当、4 節共済費の人件費につきまして、1,487 万 7,000 円の追加の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、6 ページにお戻りをいただきまして、1 款の諸収入の給与等振替収入 1,487 万 7,000 円の増によりまして収支の調整を行っているところでございます。

続きまして、議案第 61 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして補足説明を致します。1 ページでございます。

国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 252 万 2,000 円を減額し、総額を 24 億 2,458 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましても、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、9 ページの歳出事項別明細書となります。

1 款総務費の 2 節給料と 3 節職員手当、4 節共済費の人件費につきまして、252 万 2,000 円の減額の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、8 ページにお戻りいただきまして、9 款の繰入金の職員給与費等繰入金 252 万 2,000 円の減により、収支の調整を行っておるところでございます。

次に、議案第 62 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきまして補足説明を致します。これも予算書の 1 ページでございます。

介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 367 万 4,000 円を追加し、総額を 17 億 9,210 万 5,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましても、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、9 ページの歳出事項別明細書となります。

1 款総務費から 10 ページの 3 款 3 項までの 2 節給料と 3 節職員手当、4 節共済費の人件費につきまして、合計で 367 万 4,000 円の追加の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、8 ページにお戻りをいただきまして、7 款繰入金の職員給与費等繰入金 367 万 4,000 円の増により収支の調整を行っているところでございます。

次に、議案第 63 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算につきまして補足説明を致します。1 ページとなります。

介護サービス事業特別会計補正予算第 1 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 6 万円を減額し、総額を 1,671 万 2,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましても、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、7 ページの歳出事項別明細書となります。

1 款総務費の 2 節給料と 3 節職員手当、4 節共済費の人件費につきまして、6 万円の減額の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、6 ページに戻りまして、2 款繰入金の職員給与費等繰入金 6 万円の減により収支の調整を行っております。

次に、議案第 64 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算につきまして補足説明を致します。これも 1 ページでございます。

国民健康保険直診特別会計補正予算第 1 号につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3,000 円を減額し、総額を 8,599 万 3,000 円とするものでございます。

この補正予算につきましても、人事異動等、および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

詳細につきましては、7 ページの歳出事項別明細書となります。

1 款総務費の 2 節給料と 3 節職員手当、4 節共済費の人件費について、3,000 円の減額の調整を行っているところでございます。

歳入につきましては、6 ページに戻りまして、5 款繰入金の一般会計繰入金 3,000 円の減により収支の調整を行っております。

続きまして、議案第 65 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして補足説明を致します。

予算書の 1 ページでございます。

水道事業特別会計補正予算第 1 号は、第 3 条予算、第 1 款上水道事業費用支出額を 2 万 4,000 円を減額しまして、総額を 2 億 4,269 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、10 ページの補正予算事項別明細書となります。

1 項営業費用の 3 節給料、5 節手当、7 節法定福利費の人件費について、2 万 4,000 円の減額の調整を行って

いるところでございます。

続きまして、恐れ入りますが3ページにお戻りをください。

ここからは財務諸表となります。

1年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書、4ページから5ページにかけては、会計期間におけます経営成績を表しました予定損益計算書、および6ページから9ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しておりますので、ご確認をよろしくお願いを致します。

以上で、議案第59号から議案第65号までの補正予算につきまして、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは議案第66号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結につきまして補足説明を致します。参考資料を基に説明をさせていただきます。参考資料11ページをお開きください。

本工事は、先ほど町長がご説明を致しましたとおり、株式会社土居建設が落札致しました。

契約金額は税込金額で5,832万円であり、その請負率は75.06パーセントとなっております。

工期は、平成29年12月15日から平成30年3月29日としております。

本工事の解体する建物は、ここ本庁舎、庁舎裏側の産業推進室が入っております建物、公用車、マイクロバスの車庫、庁舎西側の水道倉庫、庁舎駐車場前の保健衛生係、地域包括支援センターが入っております建物、そして、外構関係の取り壊しでございます。

参考資料12ページの平面図により説明を致します。

A棟が本庁舎でございます。3階建て、延床面積が1,734.2平方メートルでございます。

B棟、C棟が産業推進室が入っております建物でございます。B棟は平屋建て、面積90.64平方メートル。C棟が2階建て、延床面積103.91平方メートルでございます。

D棟が車庫棟、面積136.3平方メートル。

E棟が水道倉庫、面積39.6平方メートルでございます。

最後に、保健衛生係、地域包括支援センターが入っておりますのがF棟2階建て、延床面積396.46平方メートルでございます。

本議会で議決をいただきましたら、契約後、施工計画の打ち合わせ、準備を行い、新庁舎へ移転後、備品等使用できるものの運び出しを1月10日から1月14日までの5日間を予定しておりますので、解体工事への着手は1月15日からの予定としております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時20分まで休憩します。

休 憩 10時 01分

再 開 10時 20分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 65 号の質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 66 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

次に、第 66 号、黒潮町旧庁舎解体工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成 29 年 12 月第 21 回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、本議会に提案させていただきました議案につきましてすべてご可決をいただきまして、ありがとうございます。

今議会中に賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の増進に全力で取り組んでまいります。

議長 (山崎正男君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、私の方から一言申し上げます。

議場の最後に当たり、一言、この議場に対して感謝を申し上げます。

1970 年、昭和 45 年に現在の庁舎が新築されて以来、今日まで約 47 年間の長きにわたり、この議場で、私どもは数々の先輩議員とともに町政の発展を願い、熱い思いで議論を交わしてきました。

来年には新庁舎に移行しますので、本会議をもってこの議場とお別れを致しますが、長き歴史を振り返ると感慨深いものを感じます。

ここに、諸先輩議員の思いも含め、お世話になった議場に対し、感謝と敬意を込めてお礼を申し上げます。本当にお世話になりました。議会を支えてくれて、ありがとうございます。

今後、我々議員一同は心機一転し、町民のために、町政発展のために、ますます切磋琢磨(せっさたくま)して頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

会議を閉じます。

以上、これをもって、平成 29 年 12 月第 21 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 10時 32分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 山崎正男
署名議員 矢野昭三
署名議員 藤本岩義